

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	R6人事管理システム改良(R6人事院勧告対応)業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 岩崎 福久 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	令和6年12月17日
契約の相手方の氏名及び住所	(株)サンネット 広島県広島市中区袋町4番21号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	1,780,000円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	2,043,795円(税込み)
随意契約によることとした理由	本業務は、人事関連情報を一元的に管理する「人事管理システム」について、令和6年度人事院勧告に対応する改修を行うものである。 人事管理システムは人事管理上必要な発令作業やデータ等処理しており、これまでも法改正等に合わせ、その都度改良を行いながら運用してきたシステムである。 令和6年8月8日に勧告された令和6年度人事院勧告において、民間企業との賃金格差解消のため、令和7年4月1日より新たな俸給表へと切り替わることとなった。具体的には、各級初号近辺の号俸をカットして初号の俸給額を引き上げるといった内容で、ほぼ全職員の号俸が切り替え対象となる。本改正に伴い、対象職員の号俸や人事情報の変更作業、および発令が生じることとなったが、現行のシステムでは一括での号俸変更や辞令の作成ができない仕様となっているため、機能的な新俸給表への切り替えを可能とするためにも、同システムの改良が必要不可欠である。 令和7年4月1日の俸給表切り替えに向け、仮にシステム改良が間に合わない場合には短期間で膨大な作業を人力で行う事となるため、作業の遅れや誤入力等が懸念される。当該システムに入力されているデータは給与支給額算定の基礎に用いられていることから、作業の遅れや誤入力等があった場合、職員への円滑な給与支給に支障を来すおそれがある。したがって本件改良が行われることは必要不可欠であり、本件改良業務は迅速かつ確実な履行が求められるため、システムの根幹部分の改良を伴う本件を確実に履行することは、当該システムに精通した開発者である株式会社サンネット以外では困難である。 よって本業務を遂行できる唯一の契約相手方である上記業者と、下記適用法令に基づき随意契約を行うものである。
備 考	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号

注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。